人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理
　国務大臣　石原　伸晃
経済産業大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　石原　伸晃
内閣府特命担当大臣茂木敏充海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を命ずる
（鹿児島地方裁判所判事兼鹿児島家庭裁判所判事）判事　大須賀　滋
簡易裁判所判事に兼ねて任命する
（鹿児島地方裁判所判事兼鹿児島家庭裁判所判事・鹿児島簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　石井　寛明
兼官を免ずる（以上八月二十五日）
（警察庁警備局外事情報部外事課外事情報総合研究官（兼）警察大学校警察政策研究センター付）警視長　福本　茂伸
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
内閣官房拉致問題対策本部事務局参事官を命ずる
（同）同　福本　茂伸
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する（以上八月二十六日）

消費者庁

消費者庁長官
任期満了により平成二十六年八月九日限り退職した（八月九日）
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　阿南　久
消費者庁長官に昇任させる
（消費者庁審議官）内閣府事務官　川口　康裕
消費者庁次長に昇任させる
（消費者庁次長）同　山崎　史郎
内閣官房に出向させる
（内閣府大臣官房）同　服部　高明
消費者庁審議官に昇任させる（以上八月十日）
（内閣府大臣官房公文書管理課企画官）内閣府事務官　植田　広信
消費者庁消費者教育・地方協力課長に昇任させる
（消費者庁総務課長）同　長谷川秀司
消費者庁消費者教育・地方協力課長の併任を解除する（以上八月二十五日）

財務省

（財務総合政策研究所次長）財務事務官　田中　修
財務総合政策研究所長事務代理を免ずる
（会計センター次長）同　古田　隆好
会計センター所長事務代理を免ずる（以上八月二十三日）

海上保安庁

（第五管区海上保安本部経理補給部長）海上保安官　後地　宏
死亡（七月十六日）

最高裁判所

簡易裁判所判事
　同　香川　徹也　中丸　隆
東京簡易裁判所判事に補する（各通）
京都地方裁判所判事　並木　正男
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
　東京高等裁判所判事　小久保孝雄
裁判所職員総合研修所教官に充てることを解く
京都地方裁判所判事に補する
京都地方裁判所長を命ずる
　東京家庭裁判所判事　秋吉　仁美
東京高等裁判所判事に補する
裁判所職員総合研修所教官に充てる
裁判所職員総合研修所長に補する
　東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　蓮井　俊治
東京家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上八月十六日）
　簡易裁判所判事　上垣　猛
京都簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事　三村　晶子
仙台家庭裁判所判事に補する
仙台家庭裁判所長を命ずる
　東京高等裁判所判事　多見谷寿郎
東京地方裁判所判事に補する
東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて東京家庭裁判所判事に補する
東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる（以上八月十七日）
　簡易裁判所判事　小林　正
千葉簡易裁判所判事に補する
　高松家庭裁判所判事　中村　哲
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
　神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事　本多　俊雄
高松家庭裁判所判事に補する
高松家庭裁判所長を命ずる
　大阪地方裁判所判事　西川知一郎
神戸地方裁判所判事に補する
神戸地方裁判所尼崎支部勤務を命ずる
神戸地方裁判所尼崎支部長を命ずる
兼ねて神戸家庭裁判所判事に補する
神戸家庭裁判所尼崎支部勤務を命ずる
神戸家庭裁判所尼崎支部長を命ずる
　簡易裁判所判事　西川知一郎
尼崎簡易裁判所判事に補する
尼崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
　神戸地方裁判所判事・神戸簡易裁判所判事　植屋　伸一
大阪地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
　大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　西井　和徒
神戸地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
神戸簡易裁判所判事に補する（以上八月十八日）
○定年退官
判事上垣猛は八月十五日限り定年退官
判事小林正は八月十六日限り定年退官
判事坂本倫城は八月十七日限り定年退官

皇室事項

御祝電
　天皇陛下は、八月二十七日モルドバ国の独立記念日につき、同月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示
　四国地方交通審議会は、四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第５号）、四国海上旅客運送業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第６号）、四国漁業（中合底びき網）最低賃金（平成15年四国漁業（大中型まき網）最低賃金公示第１号）及び四国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第２号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に四国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号760―0064香川県高松市朝日新町１番30号」あて提出されたい。
１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について
２　適用する地域　四国運輸局の管轄区域
３　適用する使用者
(1)　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づく船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）